

<令和4年度第3回やまがた緑環境税評価・検証委員会 議事録>

○開会

○環境エネルギー部長あいさつ

○委員長あいさつ

○議事進行

(林委員長)

議事に入る前に、やまがた緑環境税評価・検証委員会運営要領第3条に定める議事録署名人ですが、大山さち江委員を指名いたします。よろしいでしょうか。

(大山委員)

はい。

(林委員長)

よろしく願いいたします。

それでは次第に従いまして、議事を進めて参ります。本日は報告のみ4件となっています。

(林委員長)

それでは、報告の①令和4年度やまがた緑環境税活用事業の実施状況について事務局から説明をお願いします。

(1) 報告

(みどり県民活動推進主幹、森林経営・再造林推進主幹)

① 令和4年度やまがた緑環境税活用事業の実施状況について

(林委員長)

事務局から説明いただいたことについて、ご質問がありましたらお願いします。

(大山委員)

皆伐というのは、全部伐るということですね。これは何の為なのでしょう。

(森林経営・再造林推進主幹)

皆伐とは、杉を植えて育てて、最終的に収穫を行う行為のことを主伐といますが、主伐には、大きく2つの方法があり、その1つが皆伐というもので、一定の面積をすべて伐採する方法です。もう1つは択伐というもので、択伐の択は選択の択でして、林を全部伐らずにある程度、選択しながら抜いたり、列状に伐ったりする方法になります。

(大山委員)

わかりました。

(林委員長)

補足ですが、皆伐は、この事業で行っているのではないという理解でよろしいですか。

(森林経営・再造林推進主幹)

基本的に緑環境税を使った荒廃森林緊急整備事業については、20年間、所有者と協定を結び、その20年間は、きちんと林を維持していただき、森林の有する公益的機能を発揮する必要があるということで、始めている事業です。基本的に20年間は、皆伐を行わない、他の目的に使用しないという協定を結んでおります。

そうした中で、杉の部分に関していえば、今回でいうところの雪害ですね、冠雪害と申しまして、葉の上に雪が沢山積もって曲がる、折れるといった気象害や、強風による倒木、更には置賜地方で最近みられるクマによる杉の根元の剥ぎ取り被害などがあり、このままにしておくと、杉がどんどんやられてしまうというケースも散見されるようになりました。

こうした場合について、協定の20年間の縛りかけたまま皆伐しないでおくと、森林の持つ機能が低下する、又はなくなる恐れがある場合は、杉を伐ったうえで、再造林して山を再生するという条件をつけた上で、この皆伐、再造林というものをさせていただくというフレームを設けたということです。この皆伐については、緑環境税は使用しておらず、所有者等のご自身の経費で行っているものです。

(林委員長)

大山委員よろしいでしょうか。

(大山委員)

はい。

(林委員長)

他に質問等ありましたらお願いします。

(佐藤景一郎委員)

資料1-6なのですが、私たち林業家にとりまして、下刈りというのは、木の成長にとって重要な作業です。確かに今、いろいろな事情で下刈りをする人がいない、あるいは重労働だということで、軽減化を図るのは非常によくわかるのですが、林業家にとって下刈りは非常に大切な作業で、この3年という結果は結果ですが、やはり3回では足りない、木の成長に害を与えるというのが私共の見解です。というのは、例えば3回で止めた場合、次の作業が除伐になりますが、除伐という作業は、10年・11年生からですので、この7年間を下刈りしないことになると、雑木が繁茂して木の成長を妨げます。ですから、先端が雑草木より下で、成長を妨げるうちは、下刈りをしてもいいですが、それから出れば省略化してもいいという考え方については、私は反対です。例えば、これをやることになった時に、除伐の林齢をどうするのか、例えば6年生で止めてくださいとなった時、7年生・8年生から除伐の作業に入れば補助金が出るのかといえ、出ませんので、そうすると折角植えて育てようとす

る木の成長が妨げられることがあるので、各現場で柔軟に対応するのが基本だと思いますので、一体的に森林の施業というものを考えていただきたいと思います。

また、省力化という考え方なのですが、3千本植えるよりも、2千本植えた方が省力化で、下刈りを10回するところを、5回にすることが省力化ではないと私は思っています。山をどのように仕立てていくか、どういう山づくりをするかということを前提に施業というのはあるので、その辺を考えていただきたいというのが私のお願いです。

(林委員長)

ただいまのご意見について、どうですか。

(森林経営・再造林推進主幹)

説明が不足していたため、この資料について補足させていただきますと、今回の試験は、植栽してから4年の間に、毎年下刈りをした場合と、1回省いて3回にした場合と、2回省いて2回にした場合という場所を設けて、それぞれの場所で、杉と、杉と競合する雑草木の繁茂状態や、杉の樹高について調査したものです。その中で、杉の成長のよい場所であれば、1年(1回)省略するくらいは、杉の成長にさほど影響はない。逆に成長の悪い場所は、雑草木の成長が良く、繁茂するので、3回下刈りをしても、恐らく駄目だろうということがわかってきたという調査報告です。委員がおっしゃった、3回で終わるというものではなくて、あくまでも4年間のうち、1回省いた場合の状況を調査した結果になっています。委員のご意見のとおり、当然1回下刈りが空きますと、雑草木が非常に繁茂しますので、その次の刈り払いが大変になります。そうしたことから、回数を減らすと省力化になるとは、必ずしも言えないということは認識しております。

今回の資料は、回数を省略できるかという視点で実証を行った結果を載せておまして、その他にも、下刈りをやめる判断基準を作る作業や、乗用型の機械を使った下刈りマシンのようなもので行う方法などについても実証を別に行っていくということで、幅広い視点で新しい技術にトライし、結果を皆様にご報告しながら、現場で使えるものを探していくようにしたいと考えております。

(佐藤景一郎委員)

一言よろしいでしょうか。林野庁が下刈りに対して、こういうこと(下刈りの回数を減らす)を出したのですよね。それは、確かにわからなくもないのですが、私が先ほど申し上げた点と、もう1点、森林所有者が木を育てる為に下刈りをしたいと言っても、できない状況は、おかしいと思うのです。今、意欲のある林業家は確かに減っていますが、木を育てたいという人が、制約を受けてできない事実があるのは、非常におかしいことだと思っています。林野庁も10年までは補助事業の対象になるとははっきり言っていますので、確かに省力化で人も少なくなったなどの総合的な問題はあるかもしれませんが、基本的にはやりたい人はやるというのが本筋だと思いますので、県は理解を幅広く考えていただいてやるのが筋だと思いますので、その辺を是非ともよろしく願いいたします。

(森林経営・再造林推進主幹)

ご意見ありがとうございます。下刈りにつきましては、今委員がおっしゃったとおり、国の補助事業で行っているもので、国の補助事業のルールで言えば、下刈りは3回までは補助の対象で、4回目以上については、必要があれば補助の対象とするというように、近年変わってきたという内容でございます。ですので、所有者なり事業者の方が下刈りをしたいというものに対して全て補助できるということではないのですが、当然、下刈りというのは、競合する雑草木を排除して杉の成長を促すという目的ですので、必要性が認められるものについては、引き続き補助の対象にするということにはなっております。

ただ、そのやるかやらないかという基準が、なかなか定めにくいところがありまして、そこについては、県の方でも、現場の方でいろいろな事業者のお話を聞きながら、判断基準の作成について取り組んでいるところです。

(委員長)

よろしいでしょうか。

私の個人的な意見ですが、日本の林業はこれまで濃密管理、高コストでかなり手間とお金をかけてやってきたという側面があると思いますので、少しでも省力化できる技術が開発できるのであれば、そういったことも必要ではないかと思えます。

他にご意見等ございませんか。

(高橋委員)

私も、このたび初めて委員になりまして、植物学などは専攻していない、そういうところに関しては素人同然なのですが、ソフト面の方で、YouTubeにCMをのせたということで、実はお知らせのお手紙をいただく前から、通勤の時などによくYouTubeを流していたり、家でもよく見ているのですが、本当に20回は見たことがあります。それもあまりうるさくないといいますか、主張が激しくなく見ていられるような長さで、私としてはとてもいい事だと思いました。

これからも続けてYouTubeのCMを流すのであれば、今のままでも、この荒廃していた森林が、今こうなりましたという比較の動画なども、とても良かったのですが、例えば芸工大さんなどと組んだりして、若者向けであったり、大人向けであったり、子供でもわかりやすいようなものもいいと思います。時間が良い感じの、長くも短くもないCMでしたので、山形県でこういう事をしていると県内の人に知らせるのもいいのですが、全国区に知ってもらうというのも1つの意義として素晴らしい試みだったと思います。

(みどり県民活動推進主幹)

ご評価いただきましてありがとうございます。今年初めての取り組みで、またYouTubeということもありましたので、若い人をターゲットとして、40歳以下の方のYouTube上に出るような仕掛けをいたしました。ですが、YouTubeの中にチャンネルを登録し、そこで常時アップするようにしていますので、やまがた緑環境税と検索していただければ、この動画は誰でも見られるようになっております。

現在のところ、再生回数は26万回ということで、若干県外の方のところへ表示されているのですが、ほぼ県内の方に見ていただいています。15秒という短いCMですが、この26万回というのは、最初から最後まで飛ばさずに見ていただいた回数で、中には何回も出てきてもうすっかり覚えたと言ってくださる方もいて、これは効果があるのかなと我々としても自負しているところです。コストパフォーマンス的に非常に周知には良いツールだということが今回分かりまして、対象とする年齢層や、発信先など、いろいろと工夫ができるので、これからは様々な工夫を加えながら、より高い周知を図っていけるようにしたいと思っております。

(林委員長)

それでは他にご質問やご意見等ございますか。

では、続きまして報告②のやまがた緑環境税基金の積立状況及び、③令和5年度やまがた緑環境税活用事業の概要まで一括して事務局からご説明をいただき、その後で質問等をお受けします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

(1) 報告

(みどり県民活動推進主幹)

- ② やまがた緑環境税基金の積立状況について
- ③ 令和5年度やまがた緑環境税活用事業の概要について

(林委員長)

それでは私から1点お聞きしたいのですが、前の説明にもありましたが、ナラ枯れの今年度の実施がゼロで、来年度についてもやや少なめの予算の計上になっています。基本的に被害がなくなるというのは好ましく、良いことだと思うのですが、被害が少なくなっている事に関して、理由をどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

(森林経営・再造林推進主幹)

山形県のナラ枯れ被害は、毎年新たに発生する被害量を、被害量としてとらえているのですが、令和4年12月時点で、県内で約2,000本の被害を確認しております。

令和3年が4,300本、令和2年は7,500本、過去に遡りまして、最大の被害が出たのが平成22年の210,000本です。平成22年のピーク以降、基本的には減少傾向で推移しています。原因については、防除作業もしておりますが、なかなか生態的には分からないところもあります。ナラ枯れ被害については、ナラ林は非常に広いものですから、全てのナラ林を防除することは出来ませんので、特に森林公園など守るべきナラ林を指定し、そこに関しての薬剤防除と、枯れたナラ林の伐採、薬剤処理をしながら被害の軽減、拡大防止に努めてきました。そうしたことが合わさって減ってきたものと想定しております。

(林委員長)

全国的にも減少傾向にあると思うのですが、今回の2,000本というのは、どのくらい多い

のか評価が分かれるところかもしれませんが、この予算を投入しなくてもいいくらいに減ってきたのであれば、これまで山形県が行ってきた事業が良かったから、そうなったのかもしれませんが、これまでのナラ枯れ対策の評価を科学的にする意味でも、理由を明らかにするのは大事なことではないかと思いました。

(林委員長)

それでは、委員の皆様からご質問やご意見はございませんでしょうか。

(佐藤さつえ委員)

先ほどの3-3の資料の森林資源再生事業で、苗木代にも補助金があるということで、苗木についてお伺いしたいのですが、今、基本的に広葉樹の方が需要の高まりが強まっているように感じています。その中で、広葉樹でも樹種についてある程度細部が決められているところがありまして、その他の広葉樹の場合だと活着率等の証明ができるものが必要になります。ただ、土地に根付く栗やサワグルミが樹種の中に入っていないので、そういう地元にある樹種について、もう少し補助の範囲を広げるような検討があるのか教えていただきたいと思っています。

(森林経営・再造林推進主幹)

ただ今のご質問は、再生事業の苗木購入に関連して、植栽する苗木の種類についてかと思っています。この、森林資源再生事業の③の、苗木購入経費支援における苗木の対象というのは、特に樹種を限定しているものではございません。逆に森林の中に、新しくいろいろな樹種を植栽しようという場合には、各市町村が定めている、市町村森林整備計画という各市町村の森林整備の方針が書かれたものがあるのですが、その中に、造林に関する項目がございます。スギやマツの他に、郷土樹種や地域特性のあるものを、植栽樹種に指定して書かれているものがあります。基本的には適地適木ということなので、市町村森林整備計画の指針に則ったものであれば、認められるものでございます。

なお、書いていないものも、県の林業普及指導員や市町村等とご相談されながら適地適木であれば、植栽は可能だと思います。

(佐藤さつえ委員)

ありがとうございます。

(林委員長)

他にございませんでしょうか。それでは次に進みたいと思います。

つづきまして、報告の④令和5年度山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業の審査結果についてですが、資料の準備がございますので、ここで10分間の休憩を取り、2時40分頃から再開したいと思います。よろしくお祈りします。

(林委員長)

それでは会議を再開します。それでは報告の④について事務局から説明をお願いします。

(1) 報告

(みどり自然課みどり県民活動推進主幹)

④山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業の審査結果について

(林委員長)

今説明いただきましたように、審査すべき数が多く大変な労力だったろうと私も思いました。それでは、委員の皆様からご質問やご意見があればお願いします。

(大山委員)

8ページの95番、山の活動体験事業のサラリーマン等を対象にした間伐体験事業の目的は何でしょうか。

もうひとつ、文房具を子供が作っている事業がなかったでしょうか。昔、子供が小さかった頃に、たぶん森林組合さんとかの協力をいただいて、県民の森の中でテーブルと椅子を作る体験会があって、その時にできたものを、長い間15年、20年と自宅で使っていました。そういう作ったものが残るといのは非常に思い出深く、木に対する気持ちが、子供の心の中にも残っているのではないかと思うので、そういう活動はいいものだなと思っています。

それで、先ほどのサラリーマンの方の間伐体験というのが、どういうものなのか分からないので、お聞きしました。

(みどり県民活動推進主幹)

それでは説明させていただきます。これは、鶴岡市の温海地区で行っている取組みでして、サラリーマン林太郎という名前で、林の太郎と書くのですが、もう何年も取り組んでいる間伐体験会です。これは、自伐林業といたしまして、「自分の山を自分の手で手入れしませんか」といった取組みで、山を所有されている方に、林業機械の使い方、チェーンソーの使い方、間伐の仕方などを勉強していただいて、山に興味を持ちつつ、実際に伐っていただけるようにということで行っているものです。

サラリーマンというのは、山を持つてはいるけれど、特段山に興味があるわけではなく、山にかかる仕事もしていない、そういった方々に関心を持ってもらうということで、サラリーマンとつけている、そういった取組みになっております。

(林委員長)

では、他に質問等ございませんでしょうか。

それでは以上で本日の議事はすべて終了いたしました。